

短時間正社員就業規則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、短時間正社員の就業条件について定めたものである。

（定義）

第2条 この規則において、「短時間正社員」とは所定の手続きで採用され、雇用期間を定めずに第5条の規定による勤務時間で勤務する者をいう。

第2章 人事

（雇用契約期間）

第3条 雇用契約期間を定めない。

（正社員への転換）

第4条 社員から転換した短時間正社員が、再び社員になる場合は、原職または原職相当職に復帰させる。

（勤務時間）

第5条 勤務時間については、本人と会社の協議により、次のいずれかとする。

- ① 1日の所定労働時間は6時間とし、1日の勤務時間は採用または転換時に個別に決定する。
- ② 1週間の所定労働日数は4日とし、1週間の勤務日は採用または転換時に個別に決定する。
- ③ 1週間の所定労働時間は30時間とし、1週間の勤務日および勤務時間は採用または転換時に個別に決定する。

第3章 賃金

（賃金）

第6条 基本給は月給とし、採用または転換時に本人の経験、職務の難易度を勘案し、時間当たりの水準が同種の業務に従事する社員と同等として決定する。

（諸手当）

第7条 諸手当については、社員に準じる。

（賞与）

第8条 賞与は、社員に準ずる人事考課によって決定し、支給する。

第4章 福利厚生

(福利厚生)

第9条 福利厚生については、社員に準ずる。

第5章 その他

(その他)

第10条 この規則に定めのない事項については、社員就業規則に準ずる。

付則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。